

## 労働法制改悪に反対し人間らしく働けるルールを求める特別決議

MIC は、全労連、全労協などと共にナショナルセンターの違いを越えて、2013 年に「安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション」(略称:雇用共同アクション)を立ち上げ、今日まで労働法制改悪に反対する国会行動・集会などの行動を行ってきた。

安倍政権は、「世界で一番企業が活動しやすい国を目指す」として、労働時間法制大改悪、解雇の金銭解決制度や限定正社員制度の導入による解雇規制の緩和等、彼らが「岩盤規制」と位置付ける労働分野への異次元の雇用破壊に突き進んでいる。

すでに労働者派遣法が改悪された。これは、派遣法の常用代替防止の基本原則を完全に否定し、「生涯派遣・正社員ゼロ」を強要するものに他ならず、更なる派遣労働者などの非正規労働者の増大と「貧困・格差」の拡大を招くことは必至である。

労働政策審議会は、「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」を建議した。この中にある「高度プロフェッショナル制度」は、労働時間規制の適用を全て除外して、時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務を一切なくすものである。第一次安倍政権時に世論の力で廃案にした「ホワイトカラー・エグゼンプション」の焼き直しである。

さらに、裁量労働制の対象業務範囲の拡大も、広範な労働者への適用を許す危険性がある。これによって、「1日8時間・1週40時間」という労働時間法制の大原則は根底から破壊され、長時間労働を野放しにして過労死・過労自殺を激増させるものであり、断じて認めることはできない。

MIC は、時間外労働の上限として当面「限度基準」を法定化し、36協定の特別条項は廃止すること、勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔をおく「インターバル制度」を導入すること、夜勤交替制労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること、などを求めるものである。

また、解雇の金銭解決制度や限定正社員制度は、解雇規制を緩和し、労働者の地位を著しく不安定にするものであり、断じて容認できない。整理解雇の4要件を法制化するなど、解雇規制を強化することこそ、重要である。

さらに、改悪労働者派遣法を早急に改正し、期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会をめざし、改正にあたっては、派遣労働は臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること、なども求めていく。

MIC は、労働者が人間らしく働けるルールを守り、確立するため、労働者派遣法や労働時間法制の改悪に断固として反対し、安倍政権が押し進める労働法制大改悪を許さない闘いに全力を上げる決意である。

2016年9月24日

日本マスコミ文化情報労組会議 第55回定期総会